

インターネットバンキングにおける 不正取引被害の補償について

全国的にインターネットバンキングを利用した不正送金被害が拡大する中、不正送金手口も日々高度化・巧妙化しております。

当金庫では、お客さまに安心してインターネットバンキングをご利用いただけるよう、継続的なセキュリティ対策向上に取り組みつつ、不正送金が発生した時のことを考慮して不正取引被害の補償を制度化しております。万が一お客さまが不正送金被害に遭われた場合は、発生状況や補償条件等を考慮し補償を検討させていただきます。

不正取引被害の補償概要

補償の要件を全て満たし、かつ当金庫が補償を要すると判断した事案を対象といたします。なお、被害の発生状況を踏まえて、個別の事案ごとに補償諾否および補償金額を決定させていただきます。

●補償金額

法人・個人事業主のお客さま	個人のお客さま
上限 1,000 万円	原則として全額

※契約につき、年1回限り

●補償対象

当金庫へ通知が行われた日の 30 日前の日以降になされた不正な資金移動等に係る被害を補償対象とします。

●補償の要件

①	不正な資金移動等の被害に気付かれた後、速やかに当金庫および警察に通知をされていること。
②	被害に関する当金庫および警察の調査に対し協力し、十分なお説明をいただいていること。

●補償対象外または補償金額が減額となる場合

①	不正な資金移動等が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。
②	お客さまが法人または個人事業主の場合、不正な資金移動等が、お客さまの役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）、およびその親族によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
③	お客さまが個人または個人事業主の場合、不正な資金移動等が、お客さまの配偶者、二親等内の親

	族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
④	被害状況についての当金庫または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合。
⑤	戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。
⑥	インターネットバンキングの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合。
⑦	第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。
⑧	当金庫が指定するセキュリティ対策およびお客さまに発信している各種の注意喚起、依頼事項にご対応いただけない場合。
⑨	当金庫がお客さまの届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合。
⑩	お客さまにて不正な資金移動等の被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合。
⑪	以下の通り、不正な資金移動等を防止するための適切な措置をとっていない場合。 ①当金庫が推奨する環境でインターネットバンキングを利用していない場合。 ②基本ソフト（OS）やブラウザなど、各種ソフトを最新の状態に更新していない場合。 ③セキュリティ対策ソフトを導入していない、もしくは最新の状態に更新していない場合。 ④以下の通り、暗証番号等を適切に管理していない場合。 （ア）名前などの個人情報から推測されやすい暗証番号等を使用している。 （イ）暗証番号等に英単語などをそのまま使用し、または英字と数字が混在していない。 （ウ）暗証番号等が類推しやすい並び方や安易な組み合わせになっている。 （エ）暗証番号等やインターネットバンキングに利用する端末を第三者に提供または貸与する。 （オ）暗証番号等を端末に保存する。 ⑤当金庫が提供する以下のセキュリティ対策を利用していない場合。 （ア）ワンタイムパスワードを利用していない。 （イ）電子証明書方式をご利用の場合は、電子証明書をインストールしていない。
⑫	その他お客さまの故意または過失、注意義務違反に起因している場合。

●被害に遭われた場合のご連絡先

岡崎信用金庫 E B サービス 0120-251-039

受付時間 午前8時45分～午後7時00分

(土日、祝日、12月31日～1月3日除く)